

組 合 公 報

平成 26 年 7 月 17 日
富山市下野 995 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 076 (431) 8031

公告第 4 号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 26 年 7 月 16 日付で下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成 26 年 7 月 17 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高 橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年定款第 1 号）の一部を次のように変更する。

附則第 5 項中「昭和 49 年 6 月 25 日から施行令附則第 11 条の 2 に定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
第1条 ～ 第50条 (略) 附 則 1 ～ 4 (略) 5 昭和49年6月25日から施行令附則第11条の2に定める日までの間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職の際当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。 6 ～ 13 (略)	第1条 ～ 第50条 (略) 附 則 1 ～ 4 (略) 5 <u>当分の間</u>、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職の際当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。 6 ～ 13 (略) 附 則 この変更は、公告の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。	組合会議員の任命特例（「政令で定める日までの間」は、組合員であった者からも任命できる）について、これまで特例の期限を2年ずつ延長してきたが、法令の改正に伴い、特例の期限を「当分の間」とするもの。

理 由 書

組合会議員については、これまで「政令で定める日までの間」、組合員であった者(組合会の議員であった者に限る。)から任命できる特例を規定し、その期限を2年ずつ延長してきたが、今回、その特例の期限を「当分の間」とする地方公務員等共済組合法等の改正がなされたことに伴い、定款附則を変更するもの。